

農林水産政策に関する提言・重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 戸別所得補償制度の推進について

(1) 平成 23 年度からの戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保すること。

(2) 戸別所得補償制度の設計に当たっては、地域が独自に推進してきた取組が後退することのないよう配慮するとともに、地域振興作物単価の設定などの地域の実情が反映されるような制度とすること。

また、地方公共団体や J A 等生産者団体が構成する地域水田農業推進協議会を制度に参画させる場合、その役割を法令等に明確に位置付けるとともに、所要経費に対して十分な予算措置を講ずるなど都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。

とくに、米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。

(3) 戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、生産現場等が混乱することのないよう、対象品目、支援内容、加算措置のあり方等についてその詳細を早急に明らかにするとともに、周知徹底を図ること。

(4) 野菜・果樹生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜及び果樹も対象となるような所得補償の支援策を講じること。

また、農山漁村を再生させるため、漁業、林業に対しても戸別所得補償制度を導入すること。

(5) 新規需要米の流通経路の確立など農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

(6) 戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(7) 不作付地域改善計画の市町村認定の見直し等地域の事務負担の軽減を図ること。

2. 農業農村整備事業の推進について

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農山漁村地域整備交付金については、地方の自主性と裁量性を高め、より使い勝手のよい制度とするとともに、計画的かつ円滑に事業を推進するため、必要な予算を確保すること。
- (3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策を推進すること。

3. 口蹄疫対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、事前対応型の防疫体制を整備すること。
とくに、「口蹄疫」については、国家防疫の観点から、「口蹄疫対策特別措置法」に基づき各種対策を迅速に実行し、早期終息を実現するとともに、口蹄疫の発生によって生じている様々な損失等を早急に回復するため、さらなる迅速かつ柔軟な対策をきめ細かく講じること。
- (2) 畜産・酪農業についても、戸別所得補償制度の導入など抜本的な経営安定対策を講じること。
- (3) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。
また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 鳥獣被害防止対策の推進について

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、根本的な被害防止対策を講じること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。

5. 森林整備等の推進について

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

6. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。